

子育て支援のあり方について  
——発達に不安を持つ保護者支援を通じて——

About the state of the childcare support

: Through support for parents with  
developmental anxiety

位田 かつ代 堂前 芳子

Kazuyo Inden, Yoshiko Doumae

はじめに

現代の日本は、言うまでもなく少子高齢化社会を迎えている。また、1985年「男女雇用機会均等法」が成立し、これにより女性の社会進出に対する取組が積極的に行われるようになってきている。さらには、核家族化の進行や、地域社会での人間関係の希薄化、長引く不況による経済的格差や貧困問題、新型コロナウイルス感染症など、現代の社会状況と価値観の多様化に伴い、子育て中の保護者が抱える悩みも多様化しているのが事実である。住宅状況の変化に伴い、都市化した社会での子育てが密室化し、子育て不安の一般化や児童虐待など深刻な課題がある。地域の教育力の低下も言われているが、現代社会において、子どもを地域社会全体で守り育てるという視点が求められている。

ベネッセ教育研究所は、全国で緊急事態宣言が解除される直前の2020年5月に新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化の調査<sup>1)</sup>を行った。1歳から6歳の就学前の幼児をもつ母親1,030名を対象に調査を実施した。母親は、子育てに楽しさを感じながらも約7割が「子どもがうまく育っているか不安になる」と回答している。外出自粛によって家庭外とのつながりが断たれた生活になり、子どもが園に通えない、親子ともに地域の人との関わりを失うなど、不安や孤立が生じやすい状況にあったことが理解できる。

今、子育ての社会化という、すべての子育て家庭をまるごと支えていく取組が求め

られるようになったが、目まぐるしい社会的情勢の中で子どもの成長や発達に不安を感じている保護者は少なくないようである。

2005年に、発達障害者支援法が施行されてから「発達障害」という言葉が広く知られるようになり、年々発達障害への関心は高まってきている。子育て中の保護者のなかには、子どもの発達に自分の子と周囲の子どもや上の子との発達の違いを敏感にとらえ、言葉が遅い、成長の遅れを感じる、集団行動が苦手など「もしかしたら発達障害ではないか」と疑いをもち、不安を感じたり悩んだりしている保護者もいる。この時期の保護者は、発達に遅れがあることを否定したい気持ちと肯定しなければならないと思う気持ちの両方を抱えて揺れ動き、不安定な気持ちで生活している場合もある。初めから何の戸惑いもなく障害のある子どもを受け入れられる保護者は少ない。わが子がいとおいしい気持ちと障害があるのではないかという事実を否定したい気持ち、肯定しなければならない親の気持ちなど、さまざまな気持ちが交錯している。診断に至っていないケースを含め、一般にいう「気になる子」は相当数報告されている。

田丸・小枝(2010)<sup>2)</sup>は、保健指導を行った経験から、保護者はわが子の育てにくさを感じて疲労をためていたり、子どもの気になる行動は親としての関わり方に問題があるのではないかと不安を抱いていたりすると述べている。「育ちにくさ」や「育てにくさ」を保護者が感じていると、不安や葛藤は通常の子育て以上に引きやすい。道原・岩本(2012)<sup>3)</sup>は発達障害のある子どもの親は、うつ病やうつ状態が多いことを指摘している。仲森・大谷(2016)<sup>4)</sup>は、発達障害幼児への保護者アンケートにより、子育ての気持ち等について60%以上が育児困難や育児疲れを感じており、抑うつ傾向も「ややあてはまる」を合わせると60%以上となると述べている。家族は様々な心理的負担や困難を抱えている。特に母親は、子どもの乳幼児期に精神的に不安定になることがあり、その時期に最も支援が必要となる。

一方で、身体障害や知的発達の著しい遅れなど、明らかに認められる障害とは違い、障害の分かりにくさから子どもの発達の遅れや偏りに気が付かず、不安を抱えながらも漠然と子育てをしている保護者もいる。早期発見は、その後の育ちに影響することは周知されているが、見過ごされてしまうことも多い。うまく支援につながらなかった場合、問題が複雑になり深刻化しやすく、改善に要する教育や治療には時間を要することになる。

「発達障害」の認知の有無に関係なく、発達が気になる子どもを育てる場合、子育てに対する不安はより大きくなるものと考えられる。

本研究では、発達に不安を持つ保護者支援を通じての子育て支援のあり方について、先行研究や国の情報をもとに述べることにする。さらに、保護者の子育ての心配のひとつとなっている発達障害について説明する。発達に不安を持つ保護者への支援につ

いての厚生労働省の取組を中心に考える。

## 子育て支援

### 子育て支援の推進

子育て支援とは「子どもを産み育てるために、人手や金銭的な面や情報提供などのサービスを提供することである。」と述べられている。「合計特殊出生率」が、人口を維持するのに必要な水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義しており、日本では1970年代半ば以降、この「少子化現象」が続いているのが実情である。さらに、1990年以降、合計特殊出生率が1.57を切ったことから少子化対策を求める世論の高まりを受け、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、国では、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進している。

子育て支援は、単に親の負担を軽減することのみが目的ではなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族機能や家族の絆を強めることにつながる。また、家事や育児を行うことが極端に制約される職場の働き方を是正し、親子や夫婦が共に過ごす時間を増やす等、仕事と生活の調和を図る必要があると言われている。

そして現在では、公共施設である公民館や保育所・幼稚園・認定こども園・児童館・子育て支援センターなど、誰でも気軽に足を運べる場所で様々な子育て支援が実施されている。

### 子ども・子育て支援新制度

2012年8月に成立した子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づく子ども・子育て支援新制度は、すべての家庭が安心して子育てができ、子どもたちが笑顔で成長していくために2015年4月から本格的に施行された。

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度である。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育つための支援を目指し、取組を進めている。

### 幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、2019年10月から、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育

所、認定こども園等の費用を無償化している。少子高齢化に正面から取り組むため、子育て世代や子どもたちに政策資源を投入し、老人も若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換した。

### 子育て安心プラン

今後も25歳から44歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれる<sup>5)</sup>ことから、2017年6月に「子育て安心プラン」が公表された。2020年度末までに待機児童の解消を図るとともに、女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の受け皿整備を行うこととした。

「子育て安心プラン」の目的の2つは、①待機児童の解消であり、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018年度～2019年度末まで確保とするが、遅くとも、2020年度末までに全国の待機児童の解消を目標とするものである。②5年間で「M字カーブ」(就業率を表すグラフの形状がM字になる現象のこと。女性が出産などを機に仕事を離れ、子どもの成長後に再就職する人が多いことが主な理由である。)を解消するため、2018年度～2022年度末の5年間で女性就業率80%を目指すものである。そのために、約32万人分の保育の受け皿を整備するものとした。

また、2017年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを2年前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行うこととしている。少子高齢化に立ち向かうため閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、同プランの実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0～2歳児相当分)について、事業主拠出金の増額分を充てることとしており、拠出金の率の上限を引き上げる等の必要な措置を講ずるため、2018年通常国会(第196回国会)に、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」を提出し、同年3月に成立した。また、実際の保育の受け皿整備を行うに当たっては、保育の実施主体である市区町村が潜在的ニーズも含めた保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映していくことが重要である。このため、「子育て安心プラン」に基づき整備計画を作成する際には、「保育コンシェルジュ」などを活用しながら、潜在的な保育ニーズの把握に積極的に取り組むよう、市区町村に対し2017年12月に通知した。

そして、2018年より、各地方公共団体の「子育て安心プラン実施計画」を厚生労働省ホームページに公表し、各地方公共団体の市区町村全域・保育提供区域ごとの整備量の見込み等の「見える化」を行った。

前述の対策に加え、UR賃貸住宅では、地方公共団体と連携しつつ、団地再生事業等により生じた整備敷地や既存の空き店舗等の活用による、子育て支援施設(保育所、幼稚園、学童保育など)の設置に努めており、2017年度末現在で627件の実績がある。また、2017年の「都市公園法」(昭和31年法律第79号)の改正により、これま

で国家戦略特区において限定的に認められてきた、保育所等の設置にかかる都市公園における占用特例が一般措置化された。これによっても保育の受け皿拡大が期待される。と述べられている。

### 少子化対策

1989年の合計特殊出生率が1.57であるという報告が行なわれたことで起こった「1.57ショック」は社会問題化した。2005年には出生率が1.26とさらに記録は塗り替えられた。

2020年9月17日、2019年人口動態統計(確定数)の概況を厚生労働省が公表したところによると、出生数は前年(2018年)比5万3,161人減の86万5,239人で、1899年の調査開始以来過去最少を更新した。合計特殊出生率は、前年の1.42から0.06ポイント低下し、1.36となった。

厚生労働省は少子化対策として「エンゼルプラン」(1995年)、「新エンゼルプラン」(2000年)を推進してきた。2003年には「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2005年度からは、「少子化社会対策大綱」とその具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」に基づき少子化対策が推進されてきたが、少子化は変わらぬままである。少子化は、我が国にとって大きな課題であり、深刻な問題である。

## 発達障害

### 気になる子どもの発達

保護者の子育ての不安材料として、言葉の遅れや発音がはっきりしない、無駄な動きが多く落ち着きがない、他の子に比べて体が小さい、感情の起伏が激しいなどがあり、子どもの発達が気になる保護者は多い。さらに、どうしてもよその子と比べてさらに不安なることもある。しかし、身近に相談できる人がいないのが実情である。

そのような中で、保健センターでは、乳幼児健康検査やさまざまな保健相談を行っている。相談・各種健診を通して、子どもの発達の相談や専門職の相談の紹介など、親や児童、一人ひとりにあった支援を考え、保健師を中心として必要に応じて医師・栄養士などが相談に応じている。また、子育て支援センターなどでも相談指導や情報提供、子育てサークルの育成・支援などを行っている。

わが子の発達が気になる保護者の割合を知るための全国調査を CiNii 等で検索してみたが適切な情報を得ることができなかった。

2013年の10月～11月に、静岡市障害者福祉課が「平成25年度発達障がい者支援に関する実態調査(すくすくファイルに関するアンケート)」<sup>6)</sup>を実施している。対象

者は、市内公立・私立保育園に通う2歳児の保護者と、市内幼児言語教室（4教室）を利用する児童の保護者である。すくすくファイルは、2011年4月に子どもが生まれてからの発達と成長を記録できるファイルとして、各保健センターで行う「6か月児育児相談」で相談に来た全ての保護者に配布されたものである。

ファイルの試行活用から3年目となり、ファイルの活用状況のほか、子どもの「言葉・発達のおくれ」など子育てにおいて気になるところがあるかを尋ねている。アンケートの対象者は2,452名、回答者数は1,527名となり、約6割の保護者から回答を得ている。質問は、問1「育児相談等で配布しているファイルの有無」から問7「自由記述」までの7問である。問6「言葉・発達のおくれなど、子育てにおいて気になるところがある」の回答結果は、1,527名中297名、約2割が「ある」と答えている。

### **発達障害者支援法**

「発達障害者支援法」は、2004年に制定され、2005年4月に施行された。この法律は、児童を含む発達障害を持つ人への適切な支援を推進するためのものである。この法律が出来るまでは発達障害を持つ人への支援を明確にした法制度はなかったため、適切な支援が受けられなかった。身体障害・精神障害・知的障害のどれとも違い、その気づきや対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などを「発達障害」と総称した。さらに、発達障害への早期発見・早期支援の取組を行うことを明らかにし、文部科学省は2008年から「発達障害早期総合支援モデル事業」をスタートさせた。

発達障害者支援法は、2016年に改正された。改正にあたっては、3つの大きな目的が挙げられている。①「ライフステージを通じた切れ目のない支援」、②「家族なども含めた、きめ細かな支援」、③「地域の身近な場所で受けられる支援」である。また発達障害者の定義において、「発達障害によって社会生活に制限を受ける」という表現が「発達障害と社会的障壁によって社会生活に制限を受ける」という表現になった。

発達障害者支援法において、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。（第2条）また、この法律で定める発達障害者は、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」とされている。「社会的障壁」については、「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と、定めている。

## 主な発達障害

文部科学省では、主な発達障害を次のように定めている<sup>7)</sup>。

### 自閉症<Autism>

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

### 高機能自閉症<High-Functioning Autism>

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

### 学習障害(LD)<Learning Disabilities>

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

### 注意欠陥/多動性障害(ADHD) <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

### 今後の障害児支援の在り方について

厚生労働省の資料から「障害児支援の在り方に関する検討会」は、2014年7月16日に「今後の障害児支援の在り方について（報告書）～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」の取りまとめについて述べる。

障害のある子どもへの支援として、できるだけ子どもや家族にとって身近な地域における支援が必要であるとされている。周囲の環境と十分なかわりが持て、発達の段階に応じた一貫した支援が必要である。

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要であるとされている。

飯野（2018）<sup>8)</sup>によると、「制度を利用しながら各施設等をつなげていくためのシステムが必要であると考えられる。それを包括する一つとして児童発達支援センターといった乳幼児期から学童期までの発達支援を連続して担う中核的機関がある。発達障害児だけを支援するわけではないが、近年増加している発達障害児とその保護者への支援を含めた機関として期待される。」と述べている。

このように、児童発達支援センターが地域ネットワークを形成する中心的な役割を担う機関として、保護者のニーズにあったコーディネートを行うことで、子どもも保護者も適切な支援が得られるのではないかと考える。

### おわりに

静岡市のアンケート結果<sup>9)</sup>から分かるように、言葉や発達に遅れがあると感じている保護者は少なからず存在する。発達に遅れがある子どもは外見からは分かりにくく、周囲から理解が得られないことがある。そのため発達に遅れのある子どもは保護者にとって大きなストレスを生み出す要因になる可能性がある。子どもの障害からくる特性を理解し、保護者がストレスなく子育てできる環境を作るには、早期に専門的な支援につながることであると考える。

田丸・小枝（2010）<sup>10)</sup>によると、5歳児発達相談の調査では、鳥取市で行われた、発達相談に来談した対象児の半数が、幼児期の育てにくさを振り返り「指示の入りにくさ」「かんしゃく」「落ち着きのなさ」をあげていた。来談のきっかけは、集団生活をおくる幼稚園や保育所からすすめられた事例ではこの3項目が上位を占めていた。と述べている。

今、幼稚園や保育所、認定こども園といった幼児教育施設は、子どもの保育と子どもの保護者に対する子育て支援や地域の子育て家庭の支援も担っている。多くの子どもが通ってくる施設であり、保育者は「気になる子」の存在に気付きやすい。当然、

子どもを専門的な支援にどのようにつなげていくのが適当であるかの検討は必要であるが、まずは、保護者がわが子の発達への気付きが最初の一步である。親が子どもの発達につまずきに気付いた時から、支援が必要となる。そのため保育者は、保護者と信頼関係を築き、子どもの発達に不安があるようであれば、保護者の気持ちを十分にくみ取り、子育ての苦労や喜びを分かち合える存在になることが求められる。この時期の母子関係や保育者との関係は、その後の子どもの育ちに影響する。丁寧に慎重な対応が求められる。専門性をもった子育て支援の技術も必要となる。

インターネットやスマートフォンの普及により、子育ての悩みは手軽に検索することが可能となった。一方で、情報が氾濫していることにより、正しい情報や知識の選択が難しくなっている。時代の変化に応じながら、子どもの発達に不安をもつ保護者が孤立したり、悩んだりしたときに、スマートフォン等ですぐに相談できるシステムや、話を聞く体制を整えるなどを関係機関とともに構築する必要もでてくると考える。

最後に、本研究では、おもに厚生労働省の資料や実施された調査をもとに、国の考えなどを中心に情報提供した。今後の課題として、さらに研究を深め、国の施策などが現状の保護者の抱える不安を支えるのに十分であるのか等を検討していきたい。

## 引用文献

- 1) ベネッセ教育総合研究所 幼児・小学生の生活に対する新型コロナウイルス感染症の影響調査 —2020年5月実施—  
[https://berd.benesse.jp/up\\_images/research/press\\_20200805.pdf](https://berd.benesse.jp/up_images/research/press_20200805.pdf) (2020年11月30日閲覧)
- 2) 田丸尚美・小枝達也. (2010). 5歳で把握された発達障害児の幼児期の経過について. *小児保健研究* 69 (3), 393-401.
- 3) 道原里奈・岩本澄子. (2012). 発達障害児をもつ母親の抑うつに関連する要因の研究—子どもと母親の属性とソーシャルサポートに着目して—. *久留米大学心理学研究*, 11, 74-84.
- 4) 仲森みどり・大谷正人. (2016). 発達障害幼児の保護者への理解と支援—A市療育施設の保護者を対象としたアンケート調査より—. *三重大学教育学研究紀要*, 67, 87-98.
- 5) 平成30年度版 少子化社会対策白書  
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2018/30pdfhonpen/pdf/s3-1-2.pdf> (2020年10月10日閲覧)

- 6) 平成 25 年度 発達障がい者支援に関する実態調査 【すくすくファイルに関するアンケート】 《調査結果》 静岡市 障害者福祉課  
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/000162503.pdf> (2020 年 10 月 9 日閲覧)
- 7) 文部科学省「特別支援教育について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm) (2020 年 10 月 12 日閲覧)
- 8) 飯野雄大. (2019). 発達障害児を持つ保護者への地域における支援についての考察. *白梅学園大学・短期大学紀要*, **55**, 39-52.
- 9) 6)と同じ
- 10) 2)と同じ

#### 参考文献

- 前川洋子. (2019). *こども家庭支援論*. 豊岡短期大学通信教育部.  
内閣府「第2部 少子化対策の具体的実施状況 (第1章 第1節 2)」  
[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2019/r01webhonpen/html/b2\\_s1-1-2.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2019/r01webhonpen/html/b2_s1-1-2.html) (2020 年 10 月 9 日閲覧)
- 高野美雪・村上雅美. (2017). 発達が気になる子どもの保護者に向き合う支援について—療育に関わる専門家への調査から—. *応用障害心理学研究*, 15・16 合併号, 1-10.